

## 「改正労働基準法対策セミナー及び軽減税率制度説明会」のご案内

「働き方改革」関連法案順次施行に伴い、今すぐ始めるべき実務対応のポイントについて下記によりセミナーを開催いたします。

また、平成31年10月1日より、実施されます消費税軽減税率制度に関する説明会も、セミナー終了後行います。

どなたでも参加できますので、どうぞお誘い合わせの上、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

開催年月日	時間	会場
平成30年11月27日(火)	改正労働基準法対策セミナー 13:30～15:00 軽減税率制度説明会 15:00～15:30	佐世保自動車協会(交通会館)5階 佐世保市栄町7番12号 TEL 0956-25-3500

講師： ■改正労働基準法対策セミナー

赤澤 将 氏 (社会保険労務士、精神保健福祉士)

■軽減税率説明会

佐世保税務署担当官

参加料： 会員(無料) 非会員(1,000円)

申し込み用紙は[こちら](#)から

**緊急開催!**

## 改正労働基準法と 今すぐ始めるべき実務対応のポイント

【主催】  
公益社団法人 佐世保法人会  
【共催】  
AIG損害保険株式会社

遂に働き方改革関連法が国会で成立しました。「働き方改革」の柱のひとつである「長時間労働の是正」として、残業時間の上限を定める労働基準法の改正に注目が集まっています。今後、企業によっては業務内容や賃金制度の見直しが必要になる可能性があります。

そこで、本セミナーでは、残業時間の上限規制が企業に与える影響と、その対策をわかりやすくご説明します。佐世保法人会では会員企業のサポートとして、また地域への社会貢献として各種セミナーを開催しています。法人会会員以外の方々の参加もお待ち申し上げております。

お問い合わせ先  
佐世保法人会事務局 0956-22-3036

### セミナー概要

日時	平成30年11月27日(火) 13:30~15:00 * セミナー終了後、消費税軽減税率制度の説明を30分程度行います		
会場	交通会館 5階 長崎県佐世保市栄町7-12 TEL 0956-25-3500		
講演内容	改正労働基準法と今すぐ始めるべき実務対応のポイント <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 時間外労働の絶対的・上限規制と三六協定</li> <li>・ 中小企業における月60時間超時間外労働割増賃金率(50%以上)の猶予廃止への対応</li> <li>・ 同一労働同一賃金</li> <li>・ その他改正後のパート、有期雇用法等</li> </ul>		
講師	<b>赤澤 将(あかざわ まさる)氏</b> 社会保険労務士 精神保健福祉士 RMCA -J®上級リスクコンサルタント 明治大学法学部卒業。中小企業を中心に、労務管理体系の構築から各種個別制度の設計まで労務管理全般にわたる診断・指導を手掛けるとともに、メンタルヘルス問題の予防・早期発見及び対処のための職場環境改善コンサルティングやセミナー・研修講師としても活動中。 「人」という、企業・組織のもっとも大切な経営資源を最大限活かすことができる職場にし、組織パフォーマンスを向上させるためのポジティブな人事労務戦略を提案している。		
参加料	会員:無料	非会員:1,000円	定員 50名 ※先着順
申込方法	下欄の参加申込書にご記入の上、FAXにて11月21日(水)までにお申込みください。		

### 改正労働基準法対策セミナー 参加申込書

公益社団法人 佐世保法人会

FAX ⇒ 0956-23-5351

担当: \_\_\_\_\_

貴社名			TEL	
所在地	〒		FAX	
所属部署	役職名	ご芳名		参加人数
				名

◆個人情報の取扱いについて  
この申し込みに関わる個人情報は、このセミナーへの出席者を把握するためとセミナー終了後の情報提供のために利用し、それ以外の目的に利用することは一切ございません。